

第6回大洲市地域自治組織再編検討会議

日 時 令和4年6月28日(火)
午後2時00分～
場 所 大洲市役所2階大ホール

— 次 第 —

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

議題1 具体的な検討項目と今後のスケジュールについて

議題2 基本方針に基づく具体的な検討について

5 閉 会

大洲市地域自治組織再編検討会議委員名簿

令和4年6月1日現在

No.	団体名	役職	氏名	備考
1	自治会連絡会議（会長）	肱北地区自治会長	口井 睦雄	大洲 副委員長
2	自治会連絡会議（副会長）	長浜自治会長	東 信利	長浜
3	自治会連絡会議（副会長）	肱川中央自治会長	藤高 茂治	肱川
4	自治会連絡会議（副会長）	北平自治会長	土居 敏	河辺
5	自治会連絡会議	若宮地域自治会長	井上 國友	大洲
6	自治会連絡会議	平野自治会長	明後 久利	大洲
7	自治会連絡会議	南久米自治会長	玉木 妙子	大洲
8	自治会連絡会議	菅田自治会長	小川 陽一	大洲
9	自治会連絡会議	三善自治会長（三善公民館長）	窪田 亀一	大洲
10	自治会連絡会議	出海自治会長	東浦 義隆	長浜
11	公民館長会（館長代表）	中央公民館長	藤岡 朋	大洲 副委員長
12	公民館長会（館長副代表）	長浜公民館長	重松 直博	長浜
13	公民館長会（地区代表）	肱南公民館長	森永 茂	大洲
14	公民館長会（地区代表）	肱川公民館長	山田 晴夫	肱川
15	公民館長会（地区代表）	河辺公民館長	長岡 勇	河辺
16	公民館長会	豊茂公民館長（豊茂自治会長）	久保 浩一	長浜
17	公民館長会	白滝公民館長	日野 精治	長浜
18	大洲市議会	総務企画委員会委員長	松徳 憲二	—
19	大洲市議会	厚生文教委員会委員長	武田 典久	—
20	愛媛大学	法文学部准教授	太田 響子	— 委員長

【敬称略】

議題1 具体的な検討項目と今後のスケジュールについて

《具体的な検討項目》

- 1 新たな地域自治組織
 - (1) 新たな地域自治組織の名称
 - (2) 協働による取組及び組織・職員体制
- 2 公民館からコミュニティ施設への移行
 - (1) コミュニティ施設への移行時期及び設置主体
 - (2) コミュニティ施設の名称
 - (3) コミュニティ施設の事業・業務及び連絡所業務
 - (4) コミュニティ施設の利用内容
- 3 社会体育施設等の管理運営体制
 - (1) 社会体育施設等の管理運営体制
- 4 新たな地域自治組織の支援体制
 - (1) 地域自治組織活動保険の見直し
 - (2) 地域振興一括交付金算定基礎の見直し
 - (3) 地域自治組織と各種地区組織（社会福祉協議会等）との一元化
 - (4) 自治会連絡会議等の在り方

《今後のスケジュール》

- | | | |
|------|-----|-----------------------|
| 令和4年 | 6月 | 第6回大洲市地域自治組織再編検討会議 |
| | | ○ 具体的な項目の検討、意見等取りまとめ |
| | 8月 | 第7回大洲市地域自治組織再編検討会議 |
| | | ○ 具体的な項目の検討、意見等取りまとめ |
| | 10月 | 第8回大洲市地域自治組織再編検討会議 |
| | | ○ 具体的な項目の検討、意見等取りまとめ |
| | 11月 | 第9回大洲市地域自治組織再編検討会議 |
| | | ○ 具体的な項目の検討、意見等取りまとめ |
| | 12月 | 自治会連絡会議、公民館長・分館長会への説明 |
| | | ○ 方向性の中間報告、意見等取りまとめ |
| 令和5年 | 2月 | 第10回大洲市地域自治組織再編検討会議 |
| | | ○ 再編方針の素案協議 |
| | 3月 | 第11回大洲市地域自治組織再編検討会議 |
| | | ○ 再編方針の確認等 |
| | | 大洲市地域自治組織再編方針の決定 |
| | 4月～ | 地区説明会（33地区） |

議題2 基本方針に基づく具体的な検討について

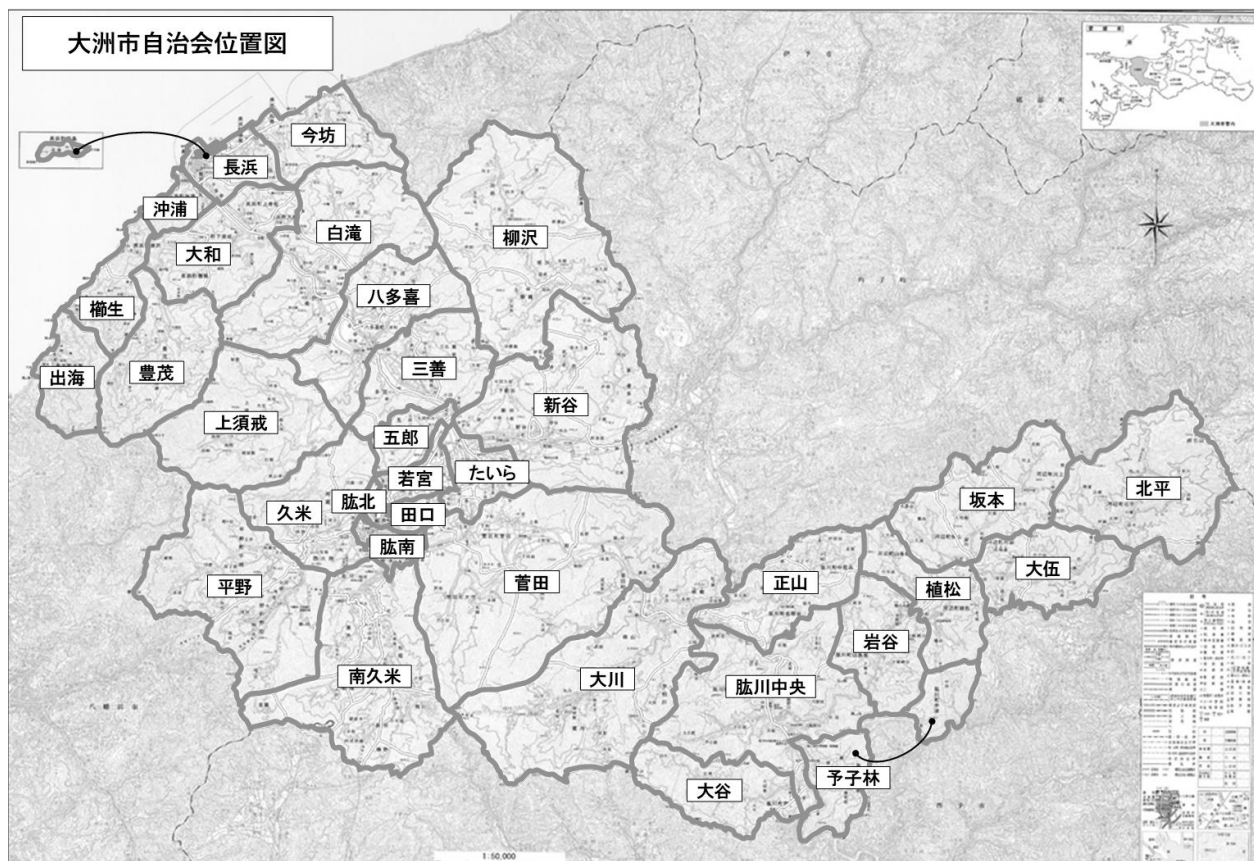
1-(1) 新たな地域自治組織の名称

平成19年度に自治会を市内全域33の地区に設置したが、過疎化の進展や自治会が機能しないなどの課題、さらに地域が自主的・自発的な活動を行うことができる仕組みづくりの必要性などから見直しを行い、平成27年度に自治会と区長会を統合する地域自治組織の再編をしている。

今回の再編を機に、新たな地域自治組織として生まれ変わるが、自治会の設置から15年が経過、名称も地域で定着しつつあるため、名称は、下表のとおり現行のまま引き継ぐ方向で検討する。

大洲地域 (16)		長浜地域 (8)	肱川地域 (5)	河辺地域 (4)
肱南自治会	南久米自治会	長浜自治会	肱川中央自治会	植松自治会
久米自治会	菅田自治会	沖浦自治会	正山自治会	坂本自治会
肱北地区自治会	大川自治会	今坊自治会	大谷自治会	大伍自治会
若宮地域自治会	柳沢自治会	櫛生地域自治会	岩谷地域自治会	北平自治会
五郎自治会	新谷自治会	出海自治会	予子林自治会	
田口地区自治会	三善自治会	大和自治会		
たいら自治会	八多喜自治会	豊茂自治会		
平野自治会	上須戒自治会	白滝自治会		

《参考》

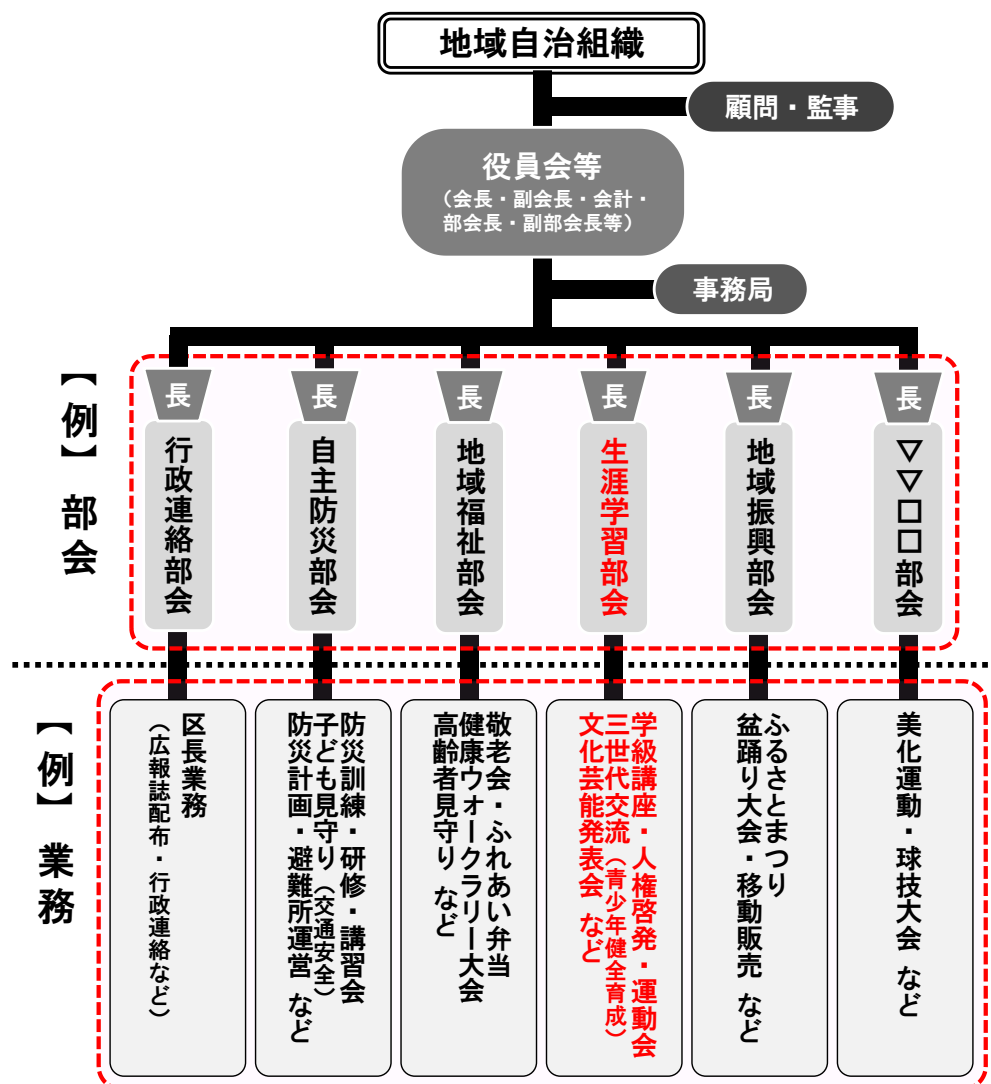


1-(2) 協働による取組及び組織・職員体制

画一的な行政サービスでは、多様化するニーズや課題に対応できないことから、国・県等補助制度の対象を市町村から自治会・団体等に移行し、地区（地域自治組織）の実情に応じたまちづくりが求められている。このことを踏まえ、地域自治組織の取組や体制整備を支援する。

◎ 協働による取組の追加	
区長業務、自主防災事業、敬老会事業、 <u>地域の学び事業（生涯学習事業）</u> 、身近な課題を解決するために必要な環境整備、地域振興等に関する事業等 ※ 事業の洗い出しによる見直し（廃止・継続・新規）により、地域の実情に応じた取組は可能である。	
◎ 組織・職員体制の強化・支援	
・ 部会長等への役割分担	⇒ 役員手当算定基準（地域振興一括交付金）の増額
・ 自立した運営体制の準備	⇒ 地域自治業務担当職員（集落支援員）の配置 （現公民館主事の数+ α （3年想定））
・ 円滑な引継ぎ	⇒ センター移行年度における公民館主事の重複配置

【協働による取組と組織体制のイメージ】



【職員体制のイメージ】

現行の体制

例) 肱南公民館の場合

地区公民館



公民館長 1

公民館長



公民館主事 1

公民館主事



会計年度
任用職員 1

会計年度任用職員



管理人 1

管理人

移行1年目の体制

現人数+0.5人 (+引継1人)

《 直 営 》

コミュニティセンター (仮称)



センター長 1

センター長
(会計年度任用職員)



公民館主事



集落支援員 1.5

例) フルタイム1人+パート1人
例) パート3人

集落支援員
(会計年度任用職員)

※地域自治組織業務を担う職員



センター職員 1

センター職員
(会計年度任用職員)

※施設管理及び行政
窓口業務、地域自治組織支援を担う職員



土日祝日・夜間の施設利用を予約管理システムや暗証番号式スマートロックを導入し、セキュリティの強化と管理の負担軽減を図る。

移行

「公民館主事」は、センター移行後1年間、センターに在籍し集落支援員と共に事業を行いながら、順次、引継ぎを行う。

移行2・3年目の体制

現人数+0.5人

《 直 営 》

コミュニティセンター（仮称）



センター長 1

センター長
(会計年度任用職員)



集落支援員 1.5

↓
例) フルタイム1人+パート1人
例) パート3人

※地域自治組織業務を担う職員



センター職員 1

※施設管理及び行政窓口業務、地域自治組織支援を担う職員



移行4年目からの体制

現人数+1.0人

《 指定管理 》

コミュニティセンター（仮称）



センター長 1

センター長
(地域雇用職員)



集落支援員 2

↓
例) フルタイム2人
例) フルタイム1人+パート2人



センター職員 1

センター職員
(地域雇用職員)



「集落支援員」と「センター職員」を区別せず、地域自治組織業務と施設管理業務を一体的に実施できる体制が可能となる。

【支援体制】

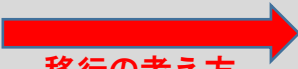
- 地域雇用職員の「募集」や「任用手続き等」は、地域自治組織の負担軽減を図るため、市において支援できる体制を整える。
- 移行4年目に指定管理への移行体制が整わない場合で、指定管理に移行するまでの間は、引き続き、市の直営による管理とする。

2-(1) コミュニティ施設への移行時期及び設置主体

2-(2) コミュニティ施設の名称

2-(3) コミュニティ施設の事業・業務及び連絡所業務

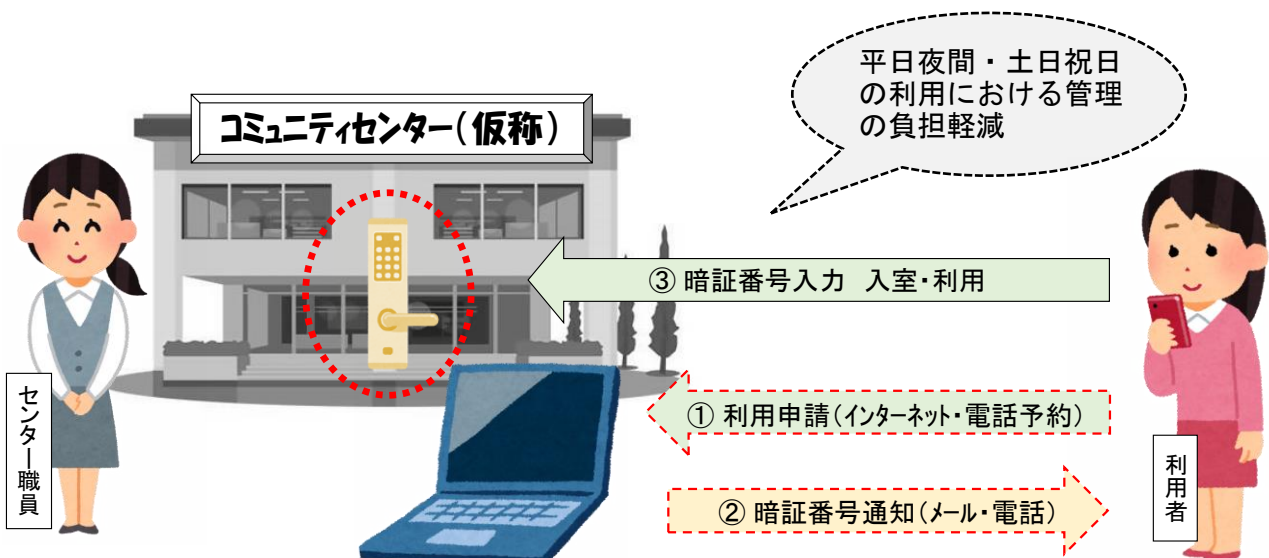
コミュニティ施設への移行にあたっては、地域自治組織再編基本方針に「目指すべき将来像」として、「住民が主役となる地域、みんなが支えあい活気あふれる地域、特性を生かした持続可能な地域」、そして「いつでも誰もが集い・学ぶことができる場所、多世代が交流できる場所」を目指すため、住民に分かりやすく安全安心で利用しやすい施設、また、施設管理者の負担軽減に繋がる管理体制に向けて検討する。

	公 民 館	 移行の考え方	コミュニティ施設
移 行 期		<u>地区説明会の翌年度を目 標に設定</u>	令和6年4月1日（一斉）
設 置 主 体	教育委員会	<u>所管部局の一元化</u> ・ 職員集中配置による支援 体制強化	市長部局
施 設 名 称	公民館	<u>統一名称の設定</u> ・ 周知徹底 ・ 愛称等設定可能	《複数案提示による選定》 ・ 地域づくり活動センター ・ 交流センター ・ コミュニティセンター ・ 市民センター
業 務 事 業	貸館業務 維持管理業務 公民館事業	<u>みんなの集う場所</u> ・ 新組織による公民館事業 の継続	貸館業務（営利等可能） 維持管理業務 ※ 公民館事業を市と地域自治組織と の協働による取組に追加
	証明書等発行 業務（連絡所）	<u>新たなサービスに移行</u> ・ 高いマイナンバーカード 交付率（62.9%） ・ 発行場所と利用時間拡大 ・ 窓口負担軽減	廃止 ・ コンビニ交付開始（R5.3） ・ デマンド型交通の整備 ※ 実態に応じて郵便局委託の検討

2-(4) コミュニティ施設の利用内容

	公民館	移行の考え方	コミュニティ施設
開館時間	午前8時30分～午後10時	<u>現況や実情に応じた柔軟な設定</u> <u>開館と貸館の時間区分</u> ・ 利用実績等に応じた効率的な人員配置 ・ 貸館がない場合の人員配置削減・負担軽減	午前8時30分～午後5時15分 ※ 市長が必要と認めるときは変更可
貸館時間			午前8時30分～午後10時 ※ 市長が必要と認めるときは変更可 ※ 開館時間以外は、無人で対応できる仕組み（スマートロック等）の検討
休館日	12月29日～翌年1月3日		12月29日～翌年1月3日 ※ 市長が必要と認めるときは変更、臨時休館可
使用料	公民館条例等 520円/h ※200～250㎡	<u>営利等の使用料設定</u>	センター条例（地域自治組織等：減免） 一般520円/h 営利1,040円/h ※ 200～250㎡場合 営利2倍
施設予約	期間設定なし	<u>これまでの利用環境の確保</u>	地元登録団体 期間設定なし 一般 使用2か月前
利用制限	災害発生や公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれ、管理上支障がある場合等	<u>地域福祉向上につながる利用の制限</u> ・ 悪徳業者等の排除	専ら営利を目的とする利用の制限（追加）

【デジタル管理システムによるコミュニティ施設の管理イメージ】



3-(1) 社会体育施設等の管理運営体制

現在、地区公民館が管理する屋内運動場などの社会体育施設等の管理は、利用する地域住民へのサービス維持のため、センター業務として位置付ける。また、指定管理者制度移行後は、指定管理者（地域自治組織）に管理業務を委託する方向で検討する。

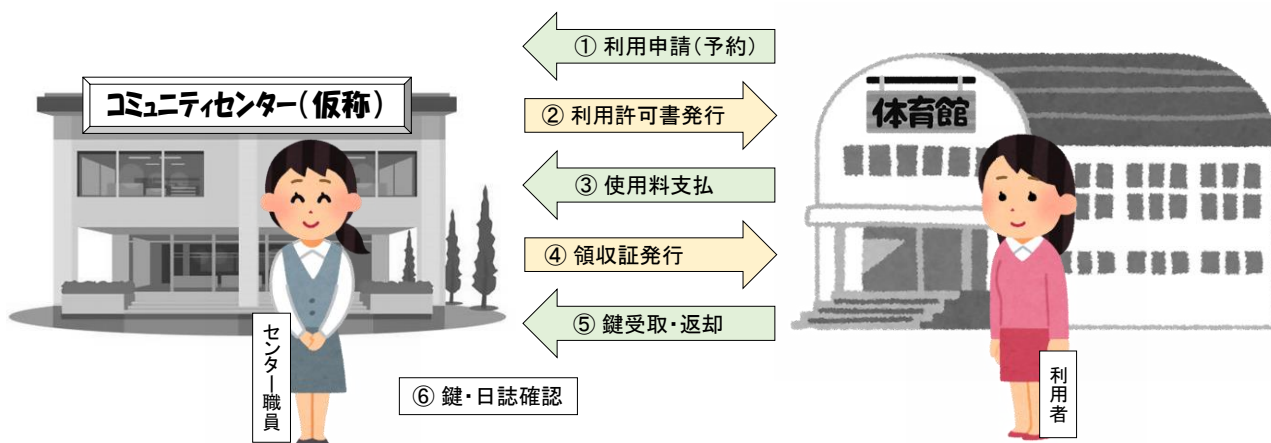
なお、管理業務に係る委託料相当分は、指定管理料又は地域振興一括交付金に加える方向で検討する。

ただし、地域自治組織の範囲を超えて使用する施設や文化施設などの管理は、担当課又は支所等において管理する方向で調整する。

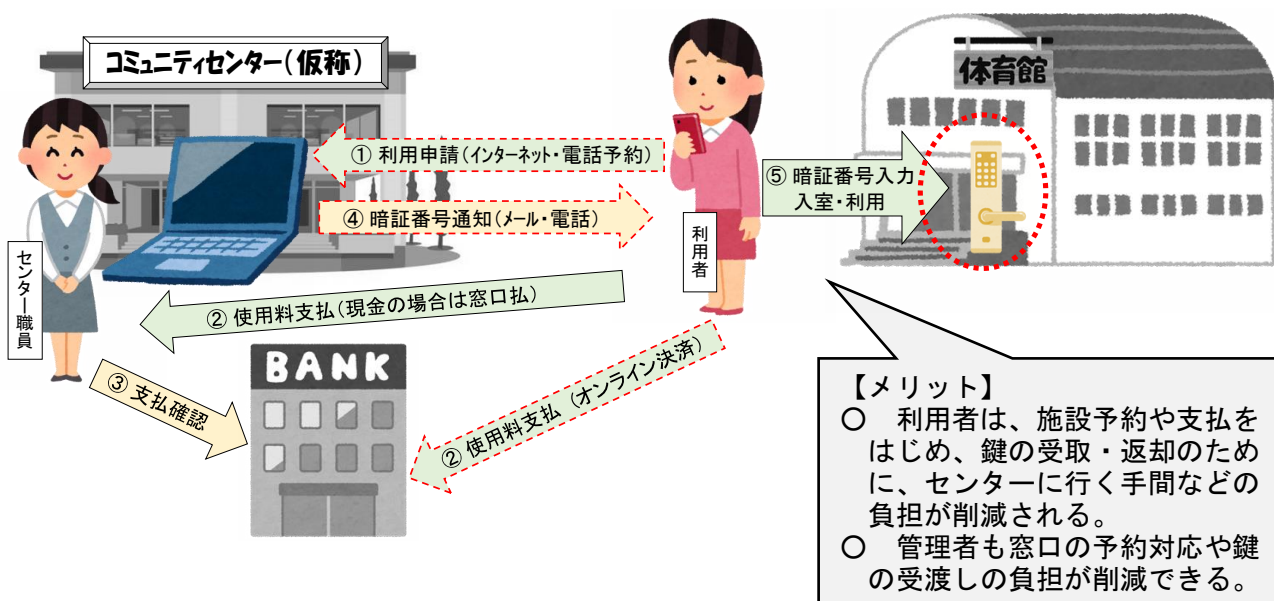
併せて、管理者及び利用者の負担を軽減するため、デジタル管理システムによる管理方法を導入する方向で検討する。

※ 施設予約の期間設定は、コミュニティ施設に準じる。

【現状の社会体育施設管理イメージ】



【デジタル管理システムによる社会体育施設管理イメージ】



4-(1) 地域自治組織活動保険の見直し

これまでの自治会活動保険の傷害補償は、当該自治会に加入する者でかつ、その自治会の範囲内での活動に限られているため、居住地以外の自治会での活動における負傷等は補償されない課題が挙げられている。

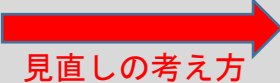
この課題を解消するには、活動等における居住地制限の無い「公民館総合補償制度」(賠償責任補償は現行の自治会活動保険)に加入するとともに、地域自治組織が安心して事業に取り組めるよう補償内容の充実を図る。

	現 状		再編後
保険種類	自治会活動保険	公民館総合補償制度	公民館総合補償制度 (+自治会活動保険)
賠償責任補償	1事故につき2億円(限度額) 免責金額1,000円 ・借用財物 ・食中毒事故		1事故につき2億円(限度額) 免責金額1,000円 ・借用財物 ・食中毒事故
傷害補償	死亡500万円 後遺障害20~500万円 入院3,000円(180日限度) 通院1,500円(90日限度)	死亡650万円 後遺障害26~650万円 入院3,900円(180日限度) 通院1,800円(90日限度) 手術 入院手術39,000円 外来手術19,500円 ・食中毒事故 ・熱中症	死亡1,000万円 後遺障害40~1,000万円 入院6,500円(180日限度) 通院3,000円(90日限度) 手術 入院手術65,000円 外来手術32,500円 ・食中毒事故 ・熱中症
傷害見舞費用	入院等1事故1名につき 最大10万円	入院等1事故1名につき 最大10万円 +建物損害6万円	入院等1事故1名につき最大10 万円 +建物損害6万円
特約			職員の傷害補償・傷害見舞費用 ただし、食中毒・熱中症は対象外

4-(2) 地域振興一括交付金算定基礎の見直し

地域自治組織活動における対象者範囲の実態から、区入り世帯割を新たに追加又は増加させ、均等割や世帯割、人口割の割合を低減する方向で検討する。

また、これまでの生涯学習事業及び道路環境整備事業に係る補助金・交付金を地域振興一括交付金に算入し、使いやすい交付金に向けた改正とする。

項目	現状	 見直しの考え方	改正案
自治会活動補助金	均等割 (50%)	<u>活動の実態に応じた区入り世帯の重視</u> ・ 区入りの促進	<ul style="list-style-type: none"> 均等割、世帯割、人口割の低減 区入り世帯割の追加 会長等手当相当額の増
	世帯割 (25%)		
	人口割 (25%)		
	会長等手当相当額		
	行政区割		
区長業務	均等割 (40%)	<u>業務の実態に応じた区入り世帯割の重視</u> ・ 区入りの促進 ・ 行政区の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> 均等割の低減 区入り世帯割の増加
	世帯割 (10%)		
	区入り世帯割 (50%)		
自主防災活動	均等割 (80%)	<u>活動の実態に応じた区入り世帯の重視</u> ・ 区入りの促進	<ul style="list-style-type: none"> 均等割の低減 区入り世帯割の追加
	世帯割 (20%)		
敬老会事業	開催箇所割		(現状維持)
	75歳以上人口割		
公民館活動	均等割	<u>生涯学習の一体化による算定基礎の統一</u> ・ 地域づくりとの一体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の総額を按分 均等割、世帯割、人口割による算定
	人口割		
	分館活動費		
学級講座	1館当たり(分館含む)		
青少年健全育成	均等割		
	人口割		
人権啓発事業	1地区当たり		
道路環境整備事業	市道延長割		(現状維持)

注) 各事業の試算額は、交付金を算定するための基礎額であり、各地域自治組織の考えで事業費を配分することが可能である。例えば、自主防災活動の交付金試算額が30万円であっても、交付金50万円を充当することができる。

【地域自治組織の取組を対象とした補助制度の新設】

- 地域振興一括交付金制度以外として、地域自治組織が魅力ある地域づくりや事業の継続、課題解決に活用できる補助制度を新設する。

4－(3) 地域自治組織と各種地区組織（社会福祉協議会等）との一元化

平成19年の自治会設置以前に設置されている地区社会福祉協議会をはじめ、地区自主防災組織、地区人権教育協議会などについては、地域自治組織の構成団体に位置付けられている地区もあるが、通常の活動に取り組む中、また緊急時の対応の中で指揮命令系統が不明確で分かりにくいとの課題が挙げられている。

また、複数の組織が存在することで、組織ごとの役員の選出をはじめ、会計処理、会議など地区の負担や役員の兼務など一部の住民に偏った負担が生じているため、地域自治組織と一元化することが可能な組織については、地域自治組織の部会に位置付けるなど、二重組織を解消し、負担を軽減する方向で検討・調整する。

【協議会等との一元化の例】

協議会等の名称	地域自治組織部会への移行（案）
地区社会福祉協議会	福祉部門 → 例) 生活福祉部会
地区自主防災組織	防災部門 → 例) 自主防災部会
地区人権教育協議会	生涯部門 → 例) 生涯学習部会
地区青少年健全育成協議会	生涯部門 → 例) 生涯学習部会
交通安全協会支部	防災部門 → 例) 自主防災部会

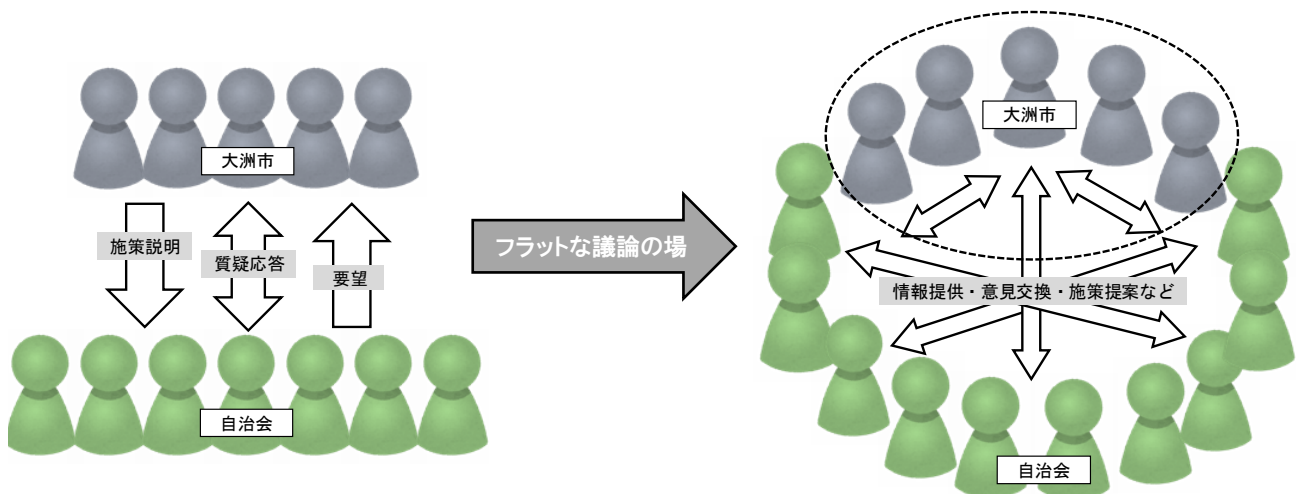
※ その他の組織がある場合は、地域自治組織において適宜部会への移行を検討する。

4-(4) 自治会連絡会議等の在り方

これまで年2回程度開催していた「自治会連絡会議」と「公民館長・分館長会」は、それぞれの代表の出席のもと、市からのお願いや地域課題への取組等に関する意見交換の場であったが、再編以降においては、市から情報提供をはじめ、市への要望、地域課題の解決に向けた調査・研究、新たな取組など、組織間での情報交換、意見交換の場として、より活発で有意義な会議の在り方を検討する。

また、2年に1回のサイクルで開催している「市政懇談会」については、開催を希望する地域自治組織からの手上げ方式の開催方法に切り替える。また、行政提案型による形式的の方法ではなく、地域自治組織主導によりテーマを決定する方法に切り替え、地域と行政が対等な立場で話し合うフラットな会議の在り方を検討する。

【市政懇談会のイメージ】



大洲市地域自治組織再編検討会議設置要綱

(設置)

第1条 自治会及び地区公民館等（以下「地域自治組織」という。）の再編に向けた今後のあり方について検討を行うため、大洲市地域自治組織再編検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域自治組織の現状及び問題点の調査
- (2) 地域自治組織の再編に向けた今後のあり方の検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域自治組織の再編に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体等のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大洲市自治会連絡会議
- (2) 大洲市公民館長会
- (3) 大洲市議会
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員は、第2条に規定する所掌事務が終了したときに解嘱されるものとする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、市長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否の同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮り、これを非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、地域自治推進担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
(大洲市地域自治組織再編検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 大洲市地域自治組織再編検討委員会設置要綱（平成23年大洲市要綱第2号）は、廃止する。